

決議案提出書

高橋大市長に対する問責決議（案）

決議案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和3年3月18日

提出者 塩田 勉

賛成者 佐々木 喜一

壽松木 孝

横手市議会議長 播磨 博一 様

理 由

市長の政策として「公共温泉施設の在り方・再編方針」により6施設を民間譲渡したが、そのうち3施設が市に返還されるなど市民へ多大な迷惑と不安を与えたことについて、市政の最高責任者として責任を問うため。

議会案第2号

高橋大市長に対する問責決議

我々市議会は横手市議会基本条例第9条の規定に基づき、今まで市が行ってきた「公共温泉施設の在り方・再編方針」に基づく取り組みの検証と今後の方向性について、令和2年12月28日に文書質問書を提出し、令和3年1月8日に回答があったところである。

しかしながら、その回答は、政策を進めてきた結果責任や今後の方向性については、とうてい納得できるものではなかった。

この公共温泉の民間譲渡の取り組みは、譲渡の条件設定や事業者選定などは市長の強いリーダーシップにより実施されており、その実現には多額の市税が投入されたとともに、運営会社を一方向的に解散させ多くの従業員の雇用が失われている。

また、地域にとってはシンボリックな施設で心の拠り所となっていた施設でもあったが、結果として休業という事態となっていることは、地域住民の想いは計り知れないものがある。

コロナ禍の影響を受けた部分はあったにせよ、市民に与えた影響は非常に大きく、この政策を進めてきた結果責任は極めて重いものである。

よって、高橋大市長に対しては猛省を促し、市政の最高責任者としての責任を問うものである。

以上、決議する。

令和3年3月18日

横手市議会